

操業安全対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）が、水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の操業安全対策事業を実施するにあたり、財団が定める沖縄漁業安定基金事業交付規則（平成27年3月27日施行）第88条の規定に基づき必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2条 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等を行う。

(事業実施者)

第3条 本事業の事業実施者は、漁業協同組合又は水産庁長官が適当と認める者とする。

(対象要件)

第4条 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県漁業者が所属する沖縄県に住所を有する前条の法人等とする。

(対象機器等)

第5条 補助の対象となる機器等は次に掲げるものとする。

- (1) 自動船舶識別装置（簡易型AIS送受信機）
- (2) 緊急位置通報装置（簡易型船舶位置通報装置）
- (3) 船舶用衛星固定電話
- (4) その他漁船の安全操業に必要な機器、装置

(対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 機器又は装置の代金
- (2) 設置費用

(助成金額)

第7条 助成対象機器等の助成額は、第6条(1)及び(2)の合計で1台当たり250千円以内とする。

(実施計画の作成・承認)

第8条 事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、別記様式第1号により、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。変更する場合は別記様式第2号により財団の承認を受けるものとする。

2 財団は、前項の実施計画書の承認を行う場合には、あらかじめ、運用通知第3の3-6-(2)の(4)のイの(ア)のdの(b)の別記様式第64号により水産庁長官に協議しなければならない。

3 財団は、前項の水産庁長官との協議により事業実施者に対し当該計画書の承認を通知するものとする。

(交付申請)

第9条 事業実施者は、財団より事業実施計画の承認を受けたのち、別記様式第3号より、財団に交付申請を行うものとする。

2 財団は、前項の交付申請があったときは、書類審査の上、交付の諾否を決定し、申請のあった事業実施者に通知するものとする。

(業者の選定)

第10条 事業実施者は、第5条の対象機器等の取扱業者に通知し競争見積もりや競争入札を実施し、最も廉価の落札額をもって業者の選抜を行うものとする。

(契約書の締結)

第11条 事業実施者は、前条で選抜した業者と物品の売買契約書を締結するものとする。

2 事業実施者は、財団の承認を受けた機器等を設置するときは、船舶の所有者と物品貸借契約を締結するものとする。

(資産管理台帳等)

第12条 事業実施者は、対象となる機器等の資産管理台帳別記様式第4号を作成し耐用年数経過後3年間保管するものとする。

2 事業実施者は、対象船舶名、所有者名及び機器等の登録番号簿を作成し前項の期間保管するものとする。

3 事業実施者は、この事業により助成を受けた通信機器等に関する管理規程を制定しなければならない。

(助成金の概算払い)

第13条 事業実施者は、事業の円滑な実施に必要な場合は、別記様式第5号により、財団に概算払請求を行い、財団はこれを審査の上、適当であると認めた場合において、助成金の概算払いを行うものとする。

(事業実績の報告)

第14条 事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、別記様式第6号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

2 財団は、前項による報告書の提出があった場合は、運用通知第3の3-6-(2)の(4)のイの(ア)のeの(b)の別記様式第65号により水産庁長官に報告するものとする。

(助成金額の確定)

第15条 財団は、第14条の1の実績報告書及び添付資料(証憑等)の内容を精査し、第9条の2により交付決定した内容に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該事業実施者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第16条 事業実施者は、前条の助成金の確定通知を受けた場合、別記様式7号の支払請求書を作成の上財団に提出するものとする。

2 財団は、支払請求書を受領後、事業実施者が指定する銀行口座に助成金を振り込むものとする。

3 事業実施者は、助成金の受領後速やかに第10条により選抜された業者に機器等の代金の支払を完了しなければならない。

(支払完了通知)

第17条 事業実施者は、前条の3の支払完了後に領収書の写し又は、支払を証明できる通帳の写しを財団に提出しなければならない。

附 則

1 この要領は、平成27年4月14日から施行する。

2 平成28年3月9日一部改正

3 平成29年3月29日一部改正

別記様式第1号

平成 年度操業安全対策事業実施計画承認申請書

〇〇〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

平成 年度操業安全対策事業実施計画書を下記の通り策定したので、沖縄漁業安定基金事業
交付規則第44条の1の規定に基づき、承認を申請する。

1. 事業の概要

2. 事業の内容

No.	設置対象 (船名及び所有者 名)	トン数	整備する機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要する経費 (全ての経費について記載する)	備考
					円	
					円	
	合 計				円	

3. 事業の経費

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備考
			財団助成金	事業実施者負担金	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	合 計	円	円	円	

4. 機器等設置期間

交付決定日 ~ 平成 年 月 日

別記様式第2号

平成 年度操業安全対策事業実施計画承認申請書（変更）

〇〇〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

平成 年 月 日付け沖振基第〇〇〇号で承認のあった平成 年度操業安全対策事業実施計画について、沖縄漁業安定基金事業交付規則第44条の1の規定に基づき、下記のとおり変更した計画の承認を受けたいので、申請する。

記

1. 事業の概要

2. 変更の理由

3. 事業の内容

(変更前)

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	トン数	整備する 機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要する経費 (全ての経費について記載する)	備考
					円	
					円	
合 計					円	

(変更後)

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	トン数	整備する 機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要する経費 (全ての経費について記載する)	備考
					円	
					円	
合 計					円	

4. 事業の経費

(変更前)

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備考
			財団助成金	事業実施者負担金	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
合 計		円	円	円	

(変更後)

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備考
			財団助成金	事業実施者負担金	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
合 計		円	円	円	

5. 機器等設置期間

交付決定日 ～ 平成 年 月 日

別記様式第3号

平成 年度操業安全対策事業助成金交付申請書

〇〇〇〇第〇〇〇号

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者名

平成 年度において、下記のとおり操業安全対策事業を実施したいので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第45条の1の規定に基づき、助成金 円の交付を申請する。

1. 事業の概要

2. 事業の内容

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	トン数	整備する 機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要する経費 (全ての経費について記載する)	備考
					円	
					円	
	合 計				円	

3. 事業の経費

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	助成対象事業に 要する経費	負担区分		備考
			財団助成金	事業実施者負担金	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
	合 計	円	円	円	

4. 機器等設置期間

交付決定日 ～ 平成 年 月 日まで

別記様式第4号

平成 年度操業安全対策事業に対する助成事業に係る財産管理台帳

事業実施者名

事業の内容					経費の区分			処分制限期間		処分状況		適用		
種別	規格	品番	設置場所		設置年月日	総事業費	助成金	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日		処分内容	
			船名	所有者名										
		合 計												

別記様式第5号

平成 年度操業安全対策事業助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所
事業実施者名及び代表者氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号で交付決定のあった平成〇〇年度操業安全対策事業について、沖縄漁業安定基金事業交付規則第46条の2の規定に基づき、金 円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

1. 事業の内容

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	トン数	整備した 機器名	設置日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要した経費 (全ての経費について記載する)	備考
					円	
					円	
					円	
合 計					円	

2. 事業の経費

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	助成対象事業 に要した経費	負担区分		備考
			財団助成金	事業実施者負担金	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
合 計		円	円	円	

3. 助成金概算請求額

助成事業に要した経費	財団助成金	既受領額		今回請求額		残額	
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
円	円	円	%	円	%	円	%

4. 添付書類

(1) 請求・領収書等の写し

別記様式第6号

平成 年度操業安全対策事業実績報告書

〇〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者名

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号で助成金の交付決定の通知があった平成〇〇年度操業安全対策事業について、下記のとおり実施したので、沖縄漁業安定基金事業交付規則第47条の1の規定に基づき、報告する。

記

1. 事業の概要

2. 事業の内容

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	トン数	整備した 機器名	設置日	安全操業確保のために必要な 機器の整備等に要した経費 (全ての経費について記載する)	備考
					円	
					円	
					円	
合計					円	

3. 事業の経費

No.	設置対象 (船名及び所有者名)	助成対象事業 に要した経費	負担区分		備考
			財団助成金	事業実施者負担金	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
合 計		円	円	円	

4. 助成金概算請求額

助成事業に要し た経費	財団助成金	既受領額		今回請求額		残額	
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高
円	円	円	%	円	%	円	%

5. 事業実施期間（実績）

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

6. 添付資料

- (1) 通信機器等の管理規程（写し）
- (2) 財産管理台帳（写し）
- (3) 見積書（写し）
- (4) 契約書（施行業者、設置漁業者）（写し）
- (5) 入札関係資料（写し）
- (6) その他財団が提出を必要とするもの

別記様式第7号

助成金支払請求書

請 求 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

事業名 平成 年度操業安全対策事業

交 付 決 定 額										
受 領 済 額										
今 回 請 求 額										
差 引 残 額										

※ 記載は、算用数字を使用し右詰で¥マークで閉める。

振 込 先 金 融 機 関 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

事業実施者 住 所
団 体 名
代表者名

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理 事 長 殿

管理規程参考例

通信機器等の管理規程

事業実施者名

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）が、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき実施する沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の操業安全対策事業で取得した通信機器等（以下「設備」という。）の管理保全について定める。

(管理責任者)

第2条 この設備の管理責任者は、代表理事組合長（以下「組合長」という。）とする。

(管理簿)

第3条 この設備の適正な管理を行うため資産管理台帳に掲載し、機種名、製造番号、規格、数量及び耐用年数等詳細を記載し、補助金の適正化に関する法律に準拠して管理しなければならない。

2 設備の貸与対象者の管理簿を作成し、氏名、船名、規模及び貸借契約番号等必要事項を掲載して管理する。

(設備の貸与)

第4条 この設備の貸与期間は、耐用年数とする。

2 この設備の貸与対象者は、組合員とする。

3 この設備は、無償での貸付とする。

(設備の維持費等)

第5条 この設備を借受けた前条第2項の者は、その運用、管理に係る経費一切について負担する。

(設備の実態調査等)

第6条 第2条の管理責任者は、毎年1回棚卸しを実施して設備の状況を確認し、管理報告書を作成する。

(貸与の取り消し)

第7条 第4条第2項に定める者が、この設備を善良なる管理を怠り滅失、陳腐化を招き使用不能等となった場合は、理事会の議を経て貸与の取り消しをする。

2 前項の取り消しの場合は、貸与設備に対する補助金の減価償却残額を回収する。

(禁止)

第8条 この設備を転売若しくは故意に破損、滅失してはならない。

(設備の処分)

第9条 この設備を処分する場合は、財団の理事長の承認を得た上で理事会の決議により処分する。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、理事会の議を経なければ改廃することはできない。

付則

1. この規程は、 年 月 日 理事会の決議に基づき制定したので 年 月 日から施行する。

契約書の参考例（業者用）

物 品 売 買 契 約 書

（ 年度沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の操業安全対策事業）

物 品 売 買 契 約 書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、下記の通り契約を締結する。

(物品の納入場所及び契約金額)

第1条 物品の納品及び契約金額は次の通りとする。

1. 納入場所

(1) 下記の甲の所属船舶

船 名	所有者名	船 名	所有者名

2. 納入期限 年 月 日

3. 契約金額 一金 円

[上記契約金額の内消費税及び地方消費税は、契約金額に108分の8を乗じた円である。]

4. 契約保証金 免除

(物品の納入)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲に通知し物品の持込と同時に納品書を提出しなければならない。

2. 物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て分割して納入することができるものとする。

3. 納入のため持ち込んだ物品は、甲の承諾を得なければ引き取ることはできないものとする。

4. この契約条項及び別添特記仕様書に記載されていない事項で物品の運用又は使用に必要なもの(据付工事及び許認可申請等)は、乙の負担により行うものとする。

(納入物品の検査)

第3条 甲は、乙から提出された納品書に基づき物品検査を行い合否について判定しなければならない。

2. 乙は、甲の検査の合格を持って物品の引渡しを行わなければならない。

3. 乙は、第1項の検査を受ける場合、甲の指定した日時及び場所において検査に立ち会うものとする。

4. 乙は、甲の検査の結果不合格となった場合は、遅滞なく引き取り且つ速やかに代品の納入をしなければならない。

5. 代品の納入については、第2条及び第3条第1項から第3項に準じ行わなければならない。

(保証)

第4条 乙は、納入物品の引渡し後1年間は、その隠れた瑕疵等について無償でこれを補修又は取替えなければならない。

(賠償)

第5条 乙が前条の定め違反した場合は、甲は、それにより生じた損害金の全てを乙に請求し乙はこれを賠償する。

2. 甲は、乙がこの契約及び仕様書に定めたことに違反した場合は、乙の承諾なしに第三者にその業務を代理執行させることができる。

3. 乙は、甲が第三者に業務を代理執行させた費用全てを甲に支払わなければならない。

(不可抗力)

第6条 乙は、天変地変又はその他やむを得ない事情により物品の納入遅延が発生する恐れ又は遅延する場合は、甲と協議の上納入期限を定めるものとする。

(概算払い)

第7条 甲は、第1条第3項の内、物品の納入済み分の一部について協議の上、乙の請求に基づき概算額を乙の指定する金融機関の口座に振込み支払うことができる。

(契約金額の精算払い)

第8条 甲は、当該事業の引渡し完了後、乙の請求に基づき契約金額を乙の指定する金融機関口座に振込み支払うものとする。

2. 乙は、前条の概算払いがある場合は、その額を差引いた額を甲に請求し、甲は契約金額からその額を差引いた額を乙の指定する金融機関口座に振込み支払うものとする。

(違約金)

第9条 甲、乙双方においてこの契約書に違反した場合は、相手方に対し、違反日数1日あたり契約金額の1,000分の3に相当する金額を支払うものとする。

2. 第6条に関する事象等による場合は除く。

(譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡又は担保に居してはならない。

(協議)

第11条 この契約書に定めのない事項及び条文等に疑義が生じ、又はこの契約を変更する場合は、甲、乙協議の上善処するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住 所
甲 名 称
代表者名

住 所
乙 名 称
代表者名

第2条第4項関係別添

特 記 仕 様 書

1. 業務名
2. 物品納入場所
3. 物品納入期限
4. 物品の引渡し検査
5. 納入物品の規格等
 - (1) 機器名
 - (2) (1)に必要な部品
 - ① アンテナ
 - ②
 - ③
 - ④
 - (3) 許認可等書手続きの完結
 - (4) 第3条の検査立会

契約書の参考例（漁業者用）

物 品 貸 借 契 約 書

（ 年度沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の操業安全対策事業）

物 品 貸 借 契 約 書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、 年度沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の操業安全対策事業による助成対象物品（機器）の貸借について次の条件に基づき契約を締結する。

(機器の貸付)

第1条 甲は、甲の所属員である乙に対し、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）の 年度沖縄漁業安定基金事業の漁業生産向上対策の操業安全対策事業による助成事業（以下「操業安全対策事業」という。）の事業主体となって取得した機器（機種名：製造番号等： 製造年月日： ）を無償で乙に貸し付ける。

(機器の借用)

第2条 乙は、甲が財団の操業安全対策事業により取得した機器を無償で借り受ける。

2 乙は、第1項の機器を借受けた場合は、船舶局免許状等の写しを甲に提出する。

(機器の運用における費用等)

第3条 乙は、甲が財団の操業安全対策事業により助成を受け乙の所有船舶に設置した機器の借用に関する運用及び維持管理に係る費用を負担する。

(機器の又貸し又は譲渡の禁止)

第4条 乙は、前条第1項で甲から借受けた機器を他に又貸し、又は、譲渡しない。

(機器の譲渡の特例)

第5条 乙は、甲の他の所属員に第2条第1項の機器を譲渡する場合は、甲と協議の上、財団の承諾を受け譲渡するものとする。

(機器の貸出し期間)

第6条 甲は、乙への機器の貸出し期間を耐用年数に準拠した期間とする。

貸出期間： 年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）

2 乙は、前項の期間内において不測の事態の発生により機器の破損又は使用不能となった場合は、甲と協議の上財団の承認を得て措置するものとする。

(機器の返納)

第7条 乙は、対象船舶の廃止、廃業等による事由が発生した場合は、第1条で借受けた機器を使用可能な状態にして甲に返納する。

(違反に対する措置)

第8条 乙は、第4条及び第7条に違反したときは、当該機器の減価償却残額を甲に金銭で支払う。

(担保)

第9条 乙は、第1条で借受けた機器を担保するために第10条の連帯保証人を設置する。

(連帯保証人)

第10条 連帯保証人 (以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約の各条項を履行する。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上善処する。

(保持)

第12条 本契約の証として、甲、乙、丙は、各自記名押印の上、各1通を保持する。

平成 年 月 日

	住 所
甲	名 称
	代表者名
	住 所
乙	名 称
	代表者名
	住 所
丙	名 称
	代表者名